

学校法人 青丹学園 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年 4月 1日～ 2030年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1： 2028年 3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを部署、学科、（または個人）ごとに設定、実施する。

<対策>

- 2025年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- 2025年 4月～ 部署、学科ごとに検討開始
- 2025年 5月～ 月1回ノー残業デーの実施

目標2： 2030年 3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 8日～10日とする。

<対策>

- 2025年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2025年 4月～ 部署、学科ごとに検討開始
- 2025年 4月～ 2カ月に1回、有休取得数を所属長に報告
- 2025年 5月～ 取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始